

第 17 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 平成33年10月27日（水） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 6 名	欠席 3 名	農地利用最適化推進委員	出席 11 名・欠席 2 名		
×	1 番	藤原 健祐	×	6 番 佐藤 良一	○刈谷 哲二	○邑田 昌平	○田村 泰富	
○	2 番	田村 和弘	○	7 番 横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志	○大谷 恵呉	
×	3 番	森田 有紀	○	8 番 横畠 増吉	○田村 宮幸	×	澤村 重隆	○北添 秀紀
○	4 番	氏原 延	○	9 番 北添 正男	×	森 正彦	○山口 修二	
○	5 番	田村 公史			○野村 隆博	○伊藤 洋章		

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程第	1 開	会
	同 第	2 議事録署名委員選任	
	同 第	3 報	告
	同 第	4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第17回農業委員会定例総会を開会します。

本日は1番 藤原 健祐 委員と 3番 森田 有紀 委員、農地利用最適化推進委員の 森 正彦 委員、 澤村 重隆 委員から欠席の連絡が入っています。

また、6番 佐藤 良一 委員から総会に遅れる旨の連絡が入ってます。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、5番 田村 公史 委員と 7番 横畠 悦子 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、5日に新規就農に関する圃場確認が町内であり、事務局より前田が出席しました。

本日27日は、午前中に第7回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

そして、午後にこの定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書3件について報告します。

27番が、所有者が■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。地目が畑で、面積が合計で3, 322㎡。受付日・受理日ともに令和3年10月

4日。権利取得日が令和3年2月23日で、取得事由が相続です。

こちらは、先月の3条申請に関連した相続となっています。

28番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■ 他3筆。地目は田と畑が2筆ずつで、面積が合計で5,782㎡。受付日・受理日ともに令和3年10月4日。権利取得日が令和3年7月14日で、取得事由が相続です。

29番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■ 他17筆。地目は田と畑が9筆ずつで、面積が合計で12,399㎡。受付日・受理日ともに令和3年10月7日。権利取得日が令和元年11月17日で、取得事由が相続です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

事務局（前田主任）

事務局の説明を求めます。

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件を説明します。

27番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が大田川字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が246㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当たり100万円です。

28番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が大田川字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が142㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は10万円です。

29番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が1,691㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は30万です。

全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

大谷推進委員

27番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の南30mくらいの所にあります。譲受人の宅地と町道に挟まれた畑で、野菜を栽培するとのことでした。

譲受人は兼業農家で、下限面積は超えており、農地は貸付地と自作地が半々くらいで、年間100日以上農作業に従事しており、農機具類はリースで行っています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、28番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から西へ100mくらいの町道に接した場所にあり、譲受人の梨畑の東隣に位置しています。許可後は梨畑を拡張する予定とのことでした。

譲受人は梨、ブルーベリーを栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、必要な農機具類も所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

4番氏原委員

29番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の下町道下で、現在は稲を刈った後の状態で、野菜と水稻を栽培する予定との事です。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況

や地域との調和要件にも問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第２号議案農地法第４条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第４条に関する件１件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■。地目は畑で、面積が１８６㎡。転用目的は自己住宅の建築で、農地区分は■■■■から５００ｍ以内であることから、第２種農地と判断しました。

行政書士の岡村育弥さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

4番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の■■■■から北に約50mの東側の位置にあります。申請地は東側は水田、西側は■■■■、南と北側は宅地で、関係者の承諾も得ております。また、排水計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案非農地証明願2件について説明します。

4番が、申請者が■の■さん。土地の所在が、加茂字■■番■。地目が田で、面積が735㎡。利用状況は、10年以上前から耕作しておらず、農地として利用していない雑種地とのことです。

5番が、申請者が■の■さん。土地の所在が、黒原字■■番■ 他1筆。地目が田で面積が合計で759㎡。利用状況は、15年以上前から耕作しておらず、雑種地となっているとのことです。

ヤマダ不動産の寶田三千代さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

4番について報告します。申請地は■■の北で、■と■■の中間にある土地です。現状は石が多く、土が硬く、トラクターや耕運機など農家が通常保有している農業用機械で耕作上、不適

当な土地で、また周辺は住宅が建っていて１０年以上耕作がされていません。

佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第６条（５）に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

７番横畠委員

５番について報告します。申請地は１５年以上前から耕作を放棄し、現在は雑種地となっています。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条（７）に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第３号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第３号議案は全て申請のとおり決定しました。
その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第１７回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は１月２６日、金曜日、午後１時３０分から役場２階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
